

水道料金の半年分免除！

(千早赤阪村新型コロナウイルス緊急支援パッケージ)

Chihaya akasakamura Coronavirus Package

～一般家庭も事業所も全部まとめて減免します！～

令和2年6月3日

新型コロナウイルス感染症が村内各ご家庭に経済的な影響をもたらしている状況を踏まえ、村民の生活や経済活動を支援するため、水道企業団と給水契約がある村民を対象に令和2年5月使用分から半年間水道料金の基本料金を減免します。

なお、今回の減免は、一般家庭だけでなく、業務用途の水道料金の基本料金も併せて減免します。

なお、収入が大幅に減少した等の事情により、一時的に水道料金等の支払いが困難な場合における納付期限の延長等も引き続き相談を承ります。

1. 減免額

一般家庭	水道料金	1か月あたり基本料金	550円(税込)
業務用	水道料金	1か月あたり基本料金	4,070円(税込)

2. 対象件数

約2,360件 (うち事業所 110件)

3. 減免期間

(6か月間)

4. 予算額

総額10,271,000円

5. 申込手続

今回の減免措置については、申込手続きは不要です。



トータルで1件あたり

一般家庭 3,300円 (550円×6か月)

業務用 24,420円 (4,070円×6か月)

の減免措置となります。

<村長コメント>

新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえた経済措置として一般家庭だけでなく、事業所さんの水道料金の減免を行います。

感染予防のため引き続きご家庭だけでなく、職場でも手洗いとうがいは欠かさずに行ってください。

また、「水を大切に使う」気持ちもお忘れなく。

<お問い合わせ>

千早赤阪村 施設整備課 担当：仲野

電話 0721-26-7138 (直通)